第一項、第十六条第一項、第十七条第一項並びに第十九条第一項	第八条第二項	法人税等並びに電気事業報酬	
第八条第二項、第三項及び第五項、第九条第一項各号、第三項及び第四項、第十条並びに第十一条第一項	基礎原価等項目		
［略］	［略］	［略］	
第十四条第一項	電源開発促進税	電源開発促進税（額が変動する場合に限る。）の変動額	
第十五条第一項	廃炉円滑化負担金相当金	廃炉円滑化負担金相当金（額が変動する場合に限る。）の変動額	
第十六条第一項	電力料	電力料（額が変動する場合に限る。）の変動額	
	［削る］	［削る］	
［略］	［略］	［略］	
第十八条第一項	一般販売費	一般販売費（額が変動する場合に限る。）の変動額	
第十八条第二項の表、第十九条第三項、第二十条第三項の表、第七項及び第八項の表、第二十一条第一項及び第二項の表、第二十二条第一項及び第二項の表並びに第二十二条の二第一項及び第二項の表	第十三条	法第十八条第一項の認可を受けた託送供給等約款（同条第五項の規定による変更の届出があったときは、その変更後のもの）（法第十九条第二項の規定による変更があったときは、その変更後のもの）で設定した料金を算定した際に第十三条	

十六条第一項、第十七条第一項、第十九条第一項、第二十一条第一項並びに第二十二条第一項	第八条第一項	法人税等並びに電気事業報酬	
第八条第一項、第二項及び第四項、第九条第一項各号、第三項及び第四項、第十条、第十一条第一項、第二十一条第一項各号並びに第二十二条第一項各号	基礎原価等項目	変分基礎原価等項目	
［略］	［略］	［略］	
第十四条第一項	電源開発促進税	電源開発促進税（額が変動する場合に限る。）	
［新設］	［新設］	［新設］	
第十六条第一項	収益を除く。）	収益を除く。）（額が変動する場合に限る。）	
	事業者間精算収益	事業者間精算収益のうち額が変動するもの	
［略］	［略］	［略］	
第十八条第一項	一般販売費	一般販売費（額が変動する場合に限る。）	
第十八条第二項の表、第十九条第二項の表、第二十条第三項の表及び同条第八項の表、第二十一条第二項の表並びに第二十二条第二項の表	第十三条	法第十八条第一項の認可を受けた託送供給等約款（同条第五項の規定による変更の届出があったときは、その変更後のもの（第三十一条第一項の規定により料金を設定したものに限る。）（法第十九条第二項の規定による変更があったときは、その変更後のもの）で設定した料金を算定した際に第十三条	